

一般社団法人長崎県社会福祉士会
運営協議会設置要綱

要綱第2号

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人長崎県社会福祉士会（以下「本会」という。）の事業を円滑に実施するための運営協議会の設置及び運営に関する基本的事項を定めることを目的とする。

(運営協議会の設置及び構成)

第2条 委員会の運営を円滑に行うために運営協議会を置く。

2. 運営協議会は、本会会長、副会長、各委員会正副委員長によって構成される。
3. 運営協議会には、運営協議会委員長、運営協議会副委員長を置く。
4. 運営協議会委員長は、本会の会長、運営協議会副委員長は、本会の副会長をあてる。
5. 運営協議会に運営協議会議長を置く。運営協議会議長は、運営協議会委員長が兼ねる。ただし、都合により運営協議会議長ができない場合は、運営協議会副委員長がこれにあたる。

(運営協議会の開催)

第3条 運営協議会は、年1回以上開催するものとする。

2. 運営協議会は、運営協議会委員長が招集する。

(費用弁償)

第4条 運営協議会活動に伴う旅費等費用の弁償事項は、本会費用弁償に関する規則に従うものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。